

○株式配当金支払事務取扱要領(全銀協との協定)の改正について

2022年3月25日
全国株懇連合会理事会決定

全国銀行協会より、以下2点の制度変更に伴う「株式配当金支払事務取扱要領(全銀協との協定)」についての改正を行いたいとの申し出があり、本事務取扱要領を別紙のとおり改正いたします。

1. ゆうちょ銀行の送金決済サービスに係る取り扱い変更に伴う改正(2022年4月1日施行分)別紙1

現状(2022年3月31日まで)、株主が配当金をゆうちょ銀行口座で受け取る場合、発行会社とゆうちょ銀行との間で個別に締結した自動払出預入契約に基づき、配当金の振込を行っています。また、ゆうちょ銀行口座を配当金の振込先口座として指定可能な受取方式は、「個別銘柄指定方式」に限られています。

変更後(2022年4月1日以降)は、ゆうちょ銀行においても配当金を他の金融機関で受け取る場合と同様の仕組みである、全銀システムによる振込へ移行します。また、「個別銘柄指定方式」および「登録配当金受領口座方式」のいずれも、ゆうちょ銀行口座を配当金の振込先口座として指定可能となります(なお、「個別銘柄指定方式」については、口座管理機関から現行の「記号・番号形式」による指定の継続要望があったこと、また、株主の利便に鑑み、当面の間は廃止せず、引き続き同形式による指定を可能といたします)。

これに伴い、本事務取扱要領 様式2-1 配当金振込指定書(上場会社用)[参考様式]を改正します。

2. 電子交換所の設立に伴う改正(2022年11月4日施行分)別紙2

2022年11月4日に電子交換所の交換決済開始が予定されており、株式配当金領収証が同交換所での取扱い対象となっていることから、当該領収証の作成要件を機械処理(OCR読取り)に適したものに變更します。

これに伴い、本事務取扱要領および関連の様式を改正します。

上記2.の電子交換所の設立に伴う改正は、施行時期が本年11月と先ではありますが、全国銀行協会より早期の制度周知のため、上記1.の改正と同時の改正対応を要請されていることから、今般施行に先んじて改正するものです。なお、上記2点の改正部分の施行時期は本年4月1日と11月4日に分けて施行されることを念のため申し添えます。

以 上

改 正 案	現 行	備考
第 1 編 会社と銀行との間の取扱い 1 ～12 (略)	第 1 編 会社と銀行との間の取扱い 1 ～12 (略)	
第 2 編 銀行間の取扱い I ～IV (略)	第 2 編 銀行間の取扱い I ～IV (略)	
(別紙) (略)	(別紙) (略)	

改 正 案	現 行	備考
(様式 1) (略) (様式 2－1) 配当金振込指定書（上場会社用）【参考様式】 (表) 配当金振込指定書（新規・変更） 【参考様式】 年 月 日 (証券会社等) 御中 ※ご注意事項等をご参照のうえ、太わくの中だけご記入ください。 この振込指定を株式会社証券保管振替機構（および上位の口座管理機関）を通じて会社（株主名簿管理人）に取り次いでください。 【配当金受領方法】□欄のいずれかにレマークをしてください。 ☐ 私名義のすべての振替株式等にかかる配当金は、「振替株式等（上場株式等）の配当金のお受け取り方法について」に記載の同意事項に同意のうえ、株式数比例配分方式により受領いたします。 ☐ 私名義のすべての振替株式等にかかる配当金は、登録配当金受領口座方式により受領いたしますので、全額下記指定のとおりお振込みください。 ☐ 次の銘柄（貴社に開設する振替口座簿に記載されている銘柄に限る）の私名義の配当金は、全額下記指定のとおりお振込みください（個別銘柄指定方式）。 会社（証券コード） 株主 電話番号（ ） 住所 氏名又は名称 (お届出印) ※登録配当金受領口座方式または個別銘柄指定方式を選択される場合のみ、下記いずれかの振込口座指定欄にご記入願います。 登録配当金受領口座方式の振込口座指定欄 銀行口座（※） 金融機関名 本支店名 金融機関番号 店番号 預金種目 口 座 番 号 フリガナ 口座名義人 ※ゆうちょ銀行口座を指定する場合は、他の金融機関からの振込の際に利用する振込用の読替え「店番・口座番号」を記載してください 個別銘柄指定方式の振込口座指定欄 銀行口座 金融機関名 本支店名 金融機関番号 店番号 預金種目 口 座 番 号 フリガナ ゆうちょ銀行 記 号 番 号 1 0 の 番 号（右づめでご記入ください） 口座名義人 (注) 紙の大きさは任意。また、社用欄（口座番号、加入者口座コード、印鑑欄、扱者欄等）の追加も可とする。 特別口座管理機関等、株式数比例配分方式を取扱わない口座管理機関は【配当金受領方法】の株式数比例配分方式の記載や裏面のご注意などを適宜削除する。	(様式 1) (略) (様式 2－1) 配当金振込指定書（上場会社用）【参考様式】 (表) 配当金振込指定書（新規・変更） 【参考様式】 平成 年 月 日 (証券会社等) 御中 ※ご注意事項等をご参照のうえ、太わくの中だけご記入ください。 この振込指定を株式会社証券保管振替機構（および上位の口座管理機関）を通じて会社（株主名簿管理人）に取り次いでください。 【配当金受領方法】□欄のいずれかにレマークをしてください。 ☐ 私名義のすべての振替株式等にかかる配当金は、「振替株式等（上場株式等）の配当金のお受け取り方法について」に記載の同意事項に同意のうえ、株式数比例配分方式により受領いたします。 ☐ 私名義のすべての振替株式等にかかる配当金は、登録配当金受領口座方式により受領いたしますので、全額下記指定のとおりお振込みください。 ☐ 次の銘柄（貴社に開設する振替口座簿に記載されている銘柄に限る）の私名義の配当金は、全額下記指定のとおりお振込みください（個別銘柄指定方式）。 会社（証券コード） 株主 電話番号（ ） 住所 氏名又は名称 (お届出印) ※登録配当金受領口座方式または個別銘柄指定方式を選択される場合のみ、下記振込口座指定欄にご記入願います（ゆうちょ銀行では「登録配当金受領口座方式」の取扱いはできません。）。 振込口座指定欄 ○銀行口座 金融機関名 本支店名 金融機関番号 店番号 預金種目 口 座 番 号 通 帳 番 号 1 0 の 番 号（右づめでご記入ください） ○ゆうちょ銀行 金融機関名 本支店名 金融機関番号 店番号 預金種目 口 座 番 号 フリガナ 口座名義人 (注) 紙の大きさは任意。また、社用欄（口座番号、加入者口座コード、印鑑欄、扱者欄等）の追加も可とする。 特別口座管理機関等、株式数比例配分方式を取扱わない口座管理機関は【配当金受領方法】の株式数比例配分方式の記載や裏面のご注意などを適宜削除する。	ゆうちょ銀行例外規定の削除（同行でも「登録配当金受領口座方式」を指定することが可能となることによるもの）

(注)紙の大きさは任意。また、社用欄(口座番号、加入者口座コード、印鑑欄、扱者欄等)の追加も可とする。

特別口座管理機関等、株式数比例配分方式を取扱わない口座管理機関は【配当金受領方法】の株式数比例配分方式の記載や裏面のご注意などを適宜削除する。

改 正 案	現 行	備 考
(裏) 【ご注意】 1～4. ((略)) 5. <u>登録配当金受領口座方式を選択する場合、登録配当金受領口座方式の振込口座指定欄の銀行口座欄に金融機関名、本支店名、店番号、預金種目（該当のものを○で囲む）、口座番号、口座名義人（フリガナ）も明記してください。ゆうちょ銀行を登録配当金受領口座方式で指定する場合は、他の金融機関からの振込の際に利用する振込用の読替え「店番・口座番号」を記載してください。</u> 6. <u>個別銘柄指定方式を選択する場合、個別銘柄指定方式の振込口座指定欄の銀行口座欄またはゆうちょ銀行欄の各項目を記入して下さい。なお、登録配当金受領口座方式では本欄はご利用になれませんので、ご注意願います。</u> 7. <u>記載内容に相違があった場合には、配当金が入金されない場合もありますので相違のないようにご記入願います。ご指定された金融機関名・口座番号の確認は、最後に振込指定書を提出された証券会社等（個別銘柄指定方式をご指定の場合には、確認対象の銘柄についての振込指定書を提出された証券会社等）にお問い合わせください。</u> 8. <u>登録配当金受領口座方式又は個別銘柄指定方式をご指定の場合において、銀行等預金口座を変更される場合や配当金受領方法を変更する場合は、新たに振込指定書をご提出ください。この場合は、表題の変更の箇所に○印をお付けください。</u> この振込指定書が配当金の基準日までに証券会社等に提出されない場合は、ご指定の方法による配当金のお支払いが、次回の配当金からとなることもあります。 以 上	(裏) 【ご注意】 1～4. ((略)) 5. <u>登録配当金受領口座方式又は個別銘柄指定方式でゆうちょ銀行以外の銀行等預金口座をご指定の場合には、振込口座指定欄の銀行口座欄に店番号、預金種目（該当のものを○で囲む）、口座番号、口座名義人（フリガナ）も明記してください。なお、記載内容に相違があった場合には、配当金が入金されない場合もあります（ご指定された金融機関名・口座番号の確認は、最後に振込指定書を提出された証券会社等（個別銘柄指定方式をご指定の場合には、確認対象の銘柄についての振込指定書を提出された証券会社等）にお問い合わせください。）。</u> 6. <u>個別銘柄指定方式でゆうちょ銀行の口座をご指定の場合には、振込口座指定欄のゆうちょ銀行欄に記号・番号を記載し口座名義人（フリガナ）も明記してください。他の金融機関からの振込の際に利用する振込用の読替え「店名・口座番号」は記載しないでください。登録配当金受領口座方式の振込先としてゆうちょ銀行の口座を指定することはできません。</u> <u>(新設（５．からの移設）)</u> 7. <u>登録配当金受領口座方式又は個別銘柄指定方式をご指定の場合において、銀行等預金口座を変更される場合や配当金受領方法を変更する場合は、新たに振込指定書をご提出ください。この場合は、表題の変更の箇所に○印をお付けください。</u> この振込指定書が配当金の基準日までに証券会社等に提出されない場合は、ご指定の方法による配当金のお支払いが、次回の配当金からとなることもあります。 以 上	ゆうちょ銀行例外規定の削除（同行でも「登録配当金受領口座方式」を指定することが可能となることによるもの）

改 正 案	現 行	備考
(説明文) 【振替株式等（上場株式等）の配当金のお受け取り方法について】 振替株式等（注）の配当金（端株処分代金などを含みます。）のお受け取り方法は、以下の株式数比例配分方式、登録配当金受領口座方式若しくは個別銘柄指定方式のいずれかを指定することができます。いずれも指定されない場合は、株主様のお届出住所に配当金領収証が送付され、配当金支払事務を行う金融機関で配当金をお受け取りになることができます。 （注）振替株式等とは、振替株式その他の株式会社証券保管振替機構の株式等の振替制度における取扱対象の有価証券等のことをいいます。 1. 株式数比例配分方式 （略） 2. 登録配当金受領口座方式 登録配当金受領口座方式は、あらかじめ指定した1つの銀行等預金口座ですべての振替株式等の配当金を受領する方式です。 この方式を指定されますと、ご所有のすべての振替株式等の配当金が、今回ご指定の銀行等預金口座に支払われます。このため、一部の銘柄について、株式数比例配分方式、別の銀行等預金口座の振込指定若しくは配当金領収証による支払いを選択することはできません（振替株式等を発行する会社が種類株式を発行している場合、当該種類株式の配当金もご指定の銀行等預金口座に振り込まれます。）。 3. 個別銘柄指定方式 （略） （様式2－2）～（様式8） （略）	(説明文) 【振替株式等（上場株式等）の配当金のお受け取り方法について】 振替株式等（注）の配当金（端株処分代金などを含みます。）のお受け取り方法は、以下の株式数比例配分方式、登録配当金受領口座方式若しくは個別銘柄指定方式のいずれかを指定することができます。いずれも指定されない場合は、株主様のお届出住所に配当金領収証が送付され、配当金支払事務を行う金融機関で配当金をお受け取りになることができます。 （注）振替株式等とは、振替株式その他の株式会社証券保管振替機構の株式等の振替制度における取扱対象の有価証券等のことをいいます。 1. 株式数比例配分方式 （略） 2. 登録配当金受領口座方式 登録配当金受領口座方式は、あらかじめ指定した1つの銀行等預金口座ですべての振替株式等の配当金を受領する方式です。 この方式を指定されますと、ご所有のすべての振替株式等の配当金が、今回ご指定の銀行等預金口座に支払われます。このため、一部の銘柄について、株式数比例配分方式、別の銀行等預金口座の振込指定若しくは配当金領収証による支払いを選択することはできません（振替株式等を発行する会社が種類株式を発行している場合、当該種類株式の配当金もご指定の銀行等預金口座に振り込まれます。）。 <u>なお、銀行等預金口座として、ゆうちょ銀行の貯金口座を指定することはできません。</u> 3. 個別銘柄指定方式 （略） （様式2－2）～（様式8） （略）	ゆうちょ銀行例外規定の削除（同行でも「登録配当金受領口座方式」を指定することが可能となることによるもの）

改 正 案	現 行	備考
第 1 編 会社と銀行との間の取扱い 1. ～ 7. （略） 8. 振込制による支払手続 (1)～(2) （略） (3) 振込不能の場合の取扱い 被仕向銀行は、口座名義人相違、取引なし等により振込不能があったときは、所定の手続により仕向銀行へ返戻する。 なお、振込不能分についての照会については、つぎにより取扱う。 ① 会社への照会 a. （略） b. 不能分照会票は、振込不能分 1 件ごとに作成し、すみやかに会社に送付する。 （注） 1. 仕向銀行は不能分照会票を信託銀行に送付することができる。 2. 不能分照会票の作成にあたっては、「会社名」および「株主番号」の記入もれがないよう留意する。 3. 不能分照会票は、株式配当金振込不能分回答票（以下「回答票」という。様式 4－2）および再振込に係る振込依頼書（様式 4－3）の 3 枚複写とする。 ② 会社から仕向銀行への回答 a. 会社は、仕向銀行から不能分照会票を受領したときは、配当金振込指定書（未上場会社用）または振込指定データと照合・確認する。 b. 会社は、再振込を依頼するときは、回答票および再振込に係る振込依頼書に必要事項を記入して、すみやかに仕向銀行へ送付する。 （注）信託銀行を経由して仕向銀行に送付することができる。 c. 会社は、振込口座がない等の理由により再振込を依頼することができない場合には、回答票の備考欄に、その理由およびその処理方法を明記し、仕向銀行へ送付する。この場合には、再振込に係る振込依頼書は添付しない。 なお、照会事項が確認できない場合には、株主へ照会することがあるため、仕向銀行への回答には日数を要することがある。 9. ～12. （略）	第 1 編 会社と銀行との間の取扱い 1. ～ 7. （略） 8. 振込制による支払手続 (1)～(2) （略） (3) 振込不能の場合の取扱い 被仕向銀行は、口座名義人相違、取引なし等により振込不能があったときは、所定の手続により仕向銀行へ返戻する。 なお、振込不能分についての照会については、つぎにより取扱う。 ① 会社への照会 a. （略） b. 不能分照会票は、振込不能分 1 件ごとに作成し、<u>仕向銀行店印を押印のうえ</u>、すみやかに会社に送付する。 <u>この場合、仕向銀行店印に代えて担当者印を使用してもさしつかえない。</u> （注） 1. 仕向銀行は不能分照会票を信託銀行に送付することができる。 2. 不能分照会票の作成にあたっては、「会社名」および「株主番号」の記入もれがないよう留意する。 3. 不能分照会票は、株式配当金振込不能分回答票（以下「回答票」という。様式 4－2）および再振込に係る振込依頼書（様式 4－3）の 3 枚複写とする。 ② 会社から仕向銀行への回答 a. 会社は、仕向銀行から不能分照会票を受領したときは、配当金振込指定書（未上場会社用）または振込指定データと照合・確認する。 b. 会社は、再振込を依頼するときは、回答票および再振込に係る振込依頼書に必要事項を記入して <u>（回答票には押印のこと。）</u>、すみやかに仕向銀行へ送付する。 （注）信託銀行を経由して仕向銀行に送付することができる。 c. 会社は、振込口座がない等の理由により再振込を依頼することができない場合には、回答票の備考欄に、その理由およびその処理方法を明記し、<u>回答票に押印のうえ</u>、仕向銀行へ送付する。この場合には、再振込に係る振込依頼書は添付しない。 なお、照会事項が確認できない場合には、株主へ照会することがあるため、仕向銀行への回答には日数を要することがある。 9. ～12. （略）	押印廃止 押印廃止 押印廃止 押印廃止

改 正 案	現 行	備考
第2編 銀行間の取扱い I～IV (略) (別紙) 配当金領収証の作成基準 1. (略) 2. 紙 質 紙質は、上質B判 110kg/連とする。 3. 刷 色 黒色とする。 4. 地 紋 <u>地紋の種類・刷色は、電子交換所規則に定める電子交換所システムにおける機械処理に適したものであることを前提として、株主の住所・氏名欄、受領印欄、交換証券種類コード・持帰銀行コード欄、MICR・OCR印字用スペースを除いて印刷する。</u> 5. <u>記載上の留意点</u> (1)～(4) (略) (5) 領収証の上部右端に株式コード、<u>交換証券種類コードおよび持帰銀行コード</u>を記載する。 (注) 1. 株式コードとは、証券コード協議会制定の発行体固有名コードをいう。<u>未上場会社の株式コードは存在しないもの(「99999」等)を記載する。</u> 2. <u>交換証券種類コードとは、電子交換所システムの交換対象証券に割り振られる固有コードであり、配当金領収証は「302」となる。券種コードともいう。</u> 3. <u>持帰銀行コードとは、手形交換に持ち出された領収証の持帰を行う金融機関の統一金融機関コードをいう。</u> 6. (略) 7. MICRクリアバンド 手形交換の持出銀行がMICR方式により印字する場合には、つぎの基準によることとし、MICR印字をしない場合には、それ以外の文字、方法による印字はいつさい行わない。 (様式1)～(様式8) (変更対象を次頁以降に掲載)	第2編 銀行間の取扱い I～IV (略) (別紙) 配当金領収証の作成基準 1. (略) 2. 紙 質 紙質は、上質B判 110kg/連とする。 <u>(注) 紙質は、OCR用紙または上質紙とする。</u> 3. 刷 色 黒色。<u>ただし、赤色を併用して二色刷としてもよい。</u> 4. 地 紋 <u>株主の住所・氏名欄、受領印欄、MICR、OCR印字用スペースを除いて地紋印刷する。地紋は期別が識別できるよう期ごとに刷色を変えることが望ましい。</u> <u>また、機械処理上必要があるときは、当該箇所の地紋を白抜きにしてもよい。</u> 5. 記載上の留意点 (1)～(4) (略) (5) 領収証の上部右端に株式コードを記載する。 (注) 1. 株式コードとは、証券コード協議会制定の発行体固有名コードをいう。 2. 未上場会社については、株式コードの記載は不要である。 6. (略) 7. MICRクリアバンド 手形交換の持出銀行がMICR方式により印字する場合には、つぎの基準によることとし、MICR印字をしない場合には、それ以外の文字、方法による印字はいつさい行わない。 <u>なお、MICR印字をした配当金領収証の手形交換への持出方法について、各地手形交換所に特別な定めがある場合には、その定めによる。</u> (様式1)～(様式8) (略)	配当金領収証が電子交換所システムのOCR 読取対象であることを踏まえた修正

(様式3) 株式配当金振込変更通知書

株式配当金振込変更通知書

会社
(株主名簿管理人)

御中

平成 年 月 日

銀行 店

金融機関番号 ()

株主番号	株主名	口座名義人	変更前							変更後						
			店名 (店番号)	種目	口座番号					店名 (店番号)	種目	口座番号				
			()							()						
			()							()						
			()							()						
			()							()						
			()							()						
			()							()						

(注) 1. この帳票は銀行の都合などにより、店名、種目、口座番号を変更(訂正補充を含む。)するときに使用すること。
2. 変更項目の記入は、変更前の欄に各項目すべて記入し、変更後の欄には変更項目のみ記入すること。
3. 株主名が不明の場合は省略してもさしつかえない。
4. 種目欄には、普通「1」、当座「2」、その他「9」とコード番号で記入すること。

規格：任意

(様式4-1) 株式配当金振込不能分照会票

株式配当金振込不能分照会票

(照会日) 年 月 日

No. _____

(銀行コード) _____

銀行 店

() 店扱) 印

御中

下記配当金は振込不能により返戻されましたので、ご通知かたがたご照会申し上げます。

(新振込先) 銀行		支店	殿
預金種目	口座番号	受取人	金 額
1. 普通			百万 千 円
2. 当座			
9.		様	
(依頼人) 会社名			(振込不能理由)
(備考) 株主番号			(支払開始日) 平成 年 月 日
旧振込先	旧受取人	預金種目	口座番号
銀行支店	様	1. 普通 2. 当座 9.	

(注) 太枠内の各項目を記入して照会する。

仕向銀行→株主名簿管理人(委託会社)(控)

規格：縦105mm、横170mm

- (注) 1. 照会票のあて先として株主名簿管理人(または委託会社)名を記入するほか、返戻された配当金の振込依頼書等にもとづき太枠内の各項目を記入する(別紙(2)、(3)と複写)。
2. 仕向銀行・店名には全国銀行内国為替制度において登録したカナ文字でフリガナをつけることが望ましい。また、照会票および振込依頼書の作成店と取りまとめ店とが異なるときは、取りまとめ店名を仕向銀行・店名下部の()内に記入する。
3. 「銀行コード」欄には、統一金融機関番号を記入する。
4. 「依頼人」名および「備考欄」の株主番号は必ず記入する。
5. 「No. _____」欄の設欄は任意とする。
6. 地色または刷色は任意とする。
7. 本帳票は、回答票(様式4-1(2))、振込依頼書(様式4-1(3))と3枚複写とする。

（様式4－2）様式配当金振込不能分回答票

株式配当金振込不能分回答票

No. _____

(照会日) _____ 年 _____ 月 _____ 日
(回答日) _____ 年 _____ 月 _____ 日

(銀行コード) _____

銀行店御中
(店扱)

(再振込取組日)
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

さきにご照会の配当金の振込先について、振込依頼書を添えて下記のとおりご回答申し上げます。

(新振込先) 銀行		支店 殿	
預金種目	口座番号	受取人	金額
1. 普通座			百万 千 円
2. 当座			
9.			
(依頼人) 会社名		(振込不能理由)	
(備考) 株主番号		(支払開始日) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
旧振込先	旧受取人	預金種目	口座番号
銀行		1. 普通座	
支店		2. 当座	
		9.	

(注) 回答内容が再振込以外の場合は振込依頼書を添付しない。

株主名簿管理人(委託会社)→仕向銀行

規格：縦105mm、横170mm

- (注) 1. 新しい振込先などを太枠内に記入する(別紙(1)、(3)と複写)
2. 預金種目が普通預金、当座預金以外の場合は、9. にその預金種目名を記入する。
3. 「再振込取組日」欄は、株主名簿管理人(または委託会社)においては記入しない。
4. 地色または刷色は任意とする。

（様式4－3）振込依頼書

振込依頼書

(銀行コード) _____

銀行店
(店扱) 印

(取組日)
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

銀行		支店 殿	
預金種目	口座番号	受取人	金額
1. 普通座			百万 千 円
2. 当座			
9.			
(依頼人) 会社名		(金額・受取人名は訂正いたしません)	
(備考) 株主番号		株式配当金	

15mm以上

16mm以上

規格：縦105mm、横170mm

- (注) 1. 仕向銀行・店名には、通信上の名称により必ずフリガナをつける。また、照会票および振込依頼書の作成店と取りまとめ店とが異なるときは、取りまとめ店を仕向銀行・店名下部の()内に記入する。
2. 「銀行コード」欄には、統一金融機関番号を記入する。
3. 地色または別色は赤系統とする。

(様式5) 配当金領収証

(表)									
第〇〇期		〔		年	月	日から	〕		
				年	月	日まで	〇〇配当金領収証		
(OCR処理用クリアバンド)							株式コード		
							交換証券種類コード		
							持帰銀行コード		
							〇〇〇		
税引〇〇配当金額							〇〇〇		
							〇〇〇		
〇〇〇〇〇〇円 〇〇銭 〇〇株							〇〇〇〇〇〇円		
株主番号 〇〇〇〇〇〇〇〇							株数 〇〇〇		
1株当り〇〇配当金							〇〇〇〇〇〇		
上記〇〇配当金正に受領いたしました。							銀行取扱期間		
年 月 日							年 月 日から		
年 月 日							年 月 日まで		
印紙税申告納 付につき〇〇 税務署承認済							取扱銀行支払印		
							〇〇〇〇		
〇〇〇〇株式会社 御中							受領印		
〇〇〇〇株式会社 御中							(MICR処理用クリアバンド)		

規格：縦 102 mm、横 210 mm

(注1)表題については、「期末配当金・中間配当金」、「第1四半期配当金・第2四半期配当金・第3四半期配当金・第4四半期配当金」と適宜変更する。

(注2) 原則西暦による表示とするが、発行会社が希望する場合は和暦による表示としても差し支えない。

(注3) 交換証券種類コード・持帰銀行コード欄については、上記の様式のほか、電子交換所システムに事前に登録された様式とする。

お 支 払 方 法	
1 取 扱 銀 行 ○○銀行(○○) ○○銀行(○○) 以上全国本・支店 2 お 支 払 ◎現金払 本証の表面の「受領印」欄に株主様のご印鑑をご押印いただき、 上記取扱銀行へご提出のうえお受け取りください。 (括弧内は各銀行の取りまとめ店です) ◎口座入金払 全国の銀行のうち、電子交換所システムに参加する銀行の口座(ゆ う<u>ちょ</u>銀行の貯金もしくは振替口座を含む)へ本証により<u>ご</u>入金で きます。ただし、ゆう<u>ちょ</u>銀行でのお取扱いは銀行取扱最終日の3 営業日前までとなります。 ◎送 金 払 右欄のいずれかへご記入のうえ、上記取扱銀行へお送りください。 3 委 任 表記金額の受領を他人に委任されるときは、下記の委任欄に代理人の氏名と委任者 (株主様)の氏名住所を記入し、ご押印いただき、表面にもご押印ください。 また代理人は表面の住所・氏名欄の余白に「代理人」と肩書して住所氏名を記入し てください。 なお、代理人がお受け取りになる場合は、委任者(株主様)と代理人両方の取引時 確認資料のご提示等をお願いすることがあります。 【委任欄】 (代理人) 氏 名 上記の者を代理人としてこの証書の金額を受け取ることを委任いたします。 (委任者) 住 所 氏 名	4 銀行取扱期間経過後のお支払い 表記銀行取扱期間経過後は下記の場所でお支払いまたはお取り次ぎいたしますので、表面の「受領印」欄に株主様のご印鑑をご押印、本証をご持参またはご郵送(送金方法を下欄にご指定)のうえ、お受け取りください。なお、送金には多少の日数を要しますのでお含みおください。 <銀行取扱期間経過後の支払場所> ○○○○会社 全国本支店 <ご郵送の場合の送付先> ○○都○○区○○丁目○番○号

銀行預金口座 振替	銀 行 店	普 ・ 当
	名義	No.
ゆう <u>ちょ</u> 銀行 現金払	全国のゆう <u>ちょ</u> 銀行でお受け取りいただける証書をご送付いたします。窓口で取引時確認資料のご提示を求められる場合があります。	

※希望する送金方法に○印

規格：縦 102 mm、横 210 mm

以上